

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

告 示

- 告示第103号 指定居宅介護支援事業所の指定
..... (介護保険課) ... 2

公 告

- 公告第51号 JR宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）の貸
付けに係る一般競争入札 (観光振興課) ... 2

教 育 委 員 会

- 告示第11号 教育委員会の招集 4

告示

宇治市告示第103号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和6年8月30日

宇治市長 松村 淳子

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26612 90508	みんなのケアマネステーション横島	株式会社真	令和6年9月1日	居宅介護支援
	京都府宇治市横島町落合126番地 の3プルネード・マキシマ102号			

(揭示済)

公告

宇治市公告第51号

J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）の貸付けに係る一般競争入札について

J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）の貸付けについて、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年9月2日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- 貸付物件 J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）
- 所在地 宇治市宇治里尻5番地の12内
- 面積 552.834平方メートル

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- 市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- J R宇治駅前市民交流プラザ土地（駐車場）の貸付けに係る一般競争入札実施要領（以下「入札実施要領」という。）の内容を承諾していること。
- 駐車場の管理運営に関する業務において実績を有していること。
- 京都府内に事業所を有していること。

3 入札実施要領等の配布

- 配布期間 令和6年9月2日から同月12日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 配布場所 J R宇治駅前市民交流プラザ内 宇治市産業観光

部観光振興課（宇治市宇治里尻5番地の9） ※宇治市ホームページからもダウンロード可

(4) 配布書類

- 入札実施要領
- J R宇治駅前市民交流プラザ駐車場平面図
- 入札参加申込書
- 駐車場管理運営実績報告書
- 誓約書

4 入札参加申込

- 申込期間 令和6年9月2日から同月12日まで（土曜日と日曜日を除く。）
- 申込時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 申込場所 J R宇治駅前市民交流プラザ内 宇治市産業観光部観光振興課
- 提出書類 入札参加申込書及び入札参加申込書に記載の書類

5 質疑回答

(1) 提出方法

入札実施要領に対する質疑がある場合は、(2)の提出先に任意の様式にて電子メールで送信し、メール送信後、受信確認のために電話をすること。

(2) 提出先

宇治市産業観光部観光振興課

メールアドレス kankoushinkouka@city.uji.kyoto.jp

電話番号 0774-39-9408

(3) 質疑の受付期間

令和6年9月2日から同月12日まで

(4) 回答

回答については、令和6年9月13日に宇治市ホームページに掲載する。

6 入札参加証の交付日

令和6年9月13日

7 入札期間等

(1) 入札期間

令和6年9月20日 午前9時30分から午前10時まで

(2) 入札場所

J R宇治駅前市民交流プラザ内 会議室2（宇治市宇治里尻5番地の9）

(3) 持参品（エ及びオは、代理人が入札する場合に必要）

ア 入札参加証

イ 入札書

必要事項を記載し、記名押印の上直接持参すること（郵送等不可）。

ウ 本人確認書類（免許証、パスポート、健康保険証等）の原本

エ 委任状（法人の役員又は社員が入札に参加する場合）

オ 社員証、商号が記載された保険証、給与支払証明書等（写し可）委任者と受任者との関係が確認できる書類（名刺は不可）

(4) 留意事項

ア 入札金額は、物件の貸付価格の年額を表示すること。

イ 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ウ 入札に関して必要となる経費は、入札者の負担とする。

エ 落札後の貸付物件に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）は、入札書に記載された名義で行う。

オ 落札後に、提出した事業計画書案について、市長の承認を受けること。

カ 現地説明会は、実施しない。ただし、現地確認を希望する場合は、個別に案内するので、電話にて連絡すること。

キ 入札の基本的な方法は「宇治市物品等競争入札心得」によるので、熟読すること。

8 開札日時等

(1) 開札日時

令和6年9月20日 午前10時

(2) 開札場所

JR宇治駅前市民交流プラザ内 会議室2

(3) 開札方法

開札は、入札者立会いのもとで行う。入札者が開札に立ち会わないときは、本市の入札事務担当職員を立ち会わせる。

なお、開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできない。

9 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者のした入札。なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) 入札者の記名押印のない入札又は記載事項の判読できない入札

(3) 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札

(4) 記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(5) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 同一入札について、入札者及びその代理人がそれぞれ入札をしたときは、その全部の入札

(7) 指定の期日までに提出しなかった入札

(8) 入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(9) 委任状の提出のない代理人のした入札

(10) 最低貸付価格に満たない金額を記載した入札

(11) その他入札の条件に違反した入札

10 入札の中止及び延期

不正な行為が行われるおそれがあると認められる場合又は入札の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがある。

11 最低貸付価格

本件の最低貸付価格は、年額3,000,000円とする。

12 落札者

落札者は、最低貸付価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者（その者が2以上あるときは、くじにより決定した者）とし、入札立会者全員に落札者の商号及び落札金額を発表する。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の10相当額の違約金を徴収する。

14 開札結果の公表

開札結果は、落札者の商号及び落札金額を宇治市ホームページ上で公表する。また、入札者全員の商号及び入札金額についても併せて公表する。

15 契約期間

契約期間は、令和6年12月1日から令和11年11月30日までとする。ただし、市長が引き続き貸付けが可能であると認めるときは、当該契約期間から最長5年間延長することができる。なお、駐車場の整備に係る工事等の準備行為については、契約締結後から行うことができる。

16 納付条件

(1) 事業者は、年間貸付料を毎年度4月末日までに納付すること。ただし、初年度については、令和6年12月27日までに納付すること。

(2) 納付期日までに貸付料を納付しないときは、当該納付期日の翌日から納付日まで年7.3パーセントの割合で算出した遅延損害金を加算して納付すること。

17 貸付方法等

(1) 現状有姿による貸付けとする。

(2) 契約は、書面により締結する。

18 貸付物件の用途

貸付物件の用途は、有料駐車場とする。

19 貸付けに関する制限事項

(1) 事業者は、貸付物件を有料駐車場以外の用途に供してはならない。

(2) 事業者は、貸付物件上に建物を建築してはならない。

(3) 事業者は、貸付物件を第三者に転貸し、賃借権を譲渡し、又は担保に供してはならない。

20 貸付けに伴い発生する業務

(1) 整備工事

整備工事費は、事業者の負担とする。

(2) 管理運営

管理運営に要する経費（維持管理費、消耗品費、光熱水費、通信費、保険料等）は、事業者の負担とする。この場合において、事業者は、当該経費の償還請求をすることができない。

21 契約の変更及び解除

(1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、契約を変更し、又は解除することができる。

ア 事業者が契約書又は入札実施要領の条項に違反したとき。

イ 応募資格の詐称等不正な手段によって契約を締結したとき。

ウ 本市において貸付物件を公用又は公共用に供する必要があるとき。この場合において、契約を変更し、又は解除するときは、2箇月前までに事業者にその旨を通知するものとする。

(2) (1)ア又はイにより契約が解除されたときは、事業者は、契約を解除された日から1箇月以内に、契約期間満了日までの貸付

料を違約金として一括納付すること。契約の変更の場合もこれに準じ、市長が違約金の額を算出するものとする。

- (3) (1)ウにより契約を変更し、又は解除したことにより事業者に損失が生じたときは、事業者は、市長に対しその補償を求めることができる。

2.2 原状回復

- (1) 事業者は、契約期間が満了するときは、その満了日までに貸付物件を原状又は市長の指示する状態に復し、市長の検査及び確認を受けて返還すること。
- (2) 事業者は、契約が解除されたときは、契約を解除された日から1箇月以内に貸付物件を原状又は市長の指示する状態に復し、市長の検査及び確認を受けて返還すること。
- (3) 契約期間が満了する場合又は契約が解除された場合において、市長が現状有姿での返還を承認した部分があるときにおける当該部分に係る原状回復は、不要とする。この場合において、事業者は、当該部分に係る有益費の請求をすることができない。

2.3 損害賠償

- (1) 事業者は、自らの責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、これにより生じた損害について、市長が算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、貸付物件を直ちに原状に復したときは、この限りでない。
- (2) (1)に定めるもののほか、駐車場の管理運営に伴って発生した利用者及び近隣住民並びに本市に係る損害については、事業者の責任と負担をもって迅速に対応すること。
- (3) 契約に対応する損害保険に加入すること。

2.4 開札後のスケジュール

項目	時期
細部協議	令和6年9月下旬から10月中旬まで
契約締結	令和6年10月下旬
設備機器設置	令和6年12月1日以降
事業開始	令和6年12月1日以降

2.5 その他

1から2.4までに定めるもののほか、宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)及び入札実施要領に定めるところによる。

なお、1から2.4までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市産業観光部観光振興課
郵便番号 611-0021
所在地 宇治市宇治里尻5番地の9
電話番号 0774-39-9408

(揭示済)

教育委員会

宇治市教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和6年8月29日

宇治市教育委員会
教育長 木上 晴之

開会日時 令和6年8月30日 午後6時45分

開会場所 宇治市役所大会議室

- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について
- 2 報告
- 3 専決事項の報告について
- 4 令和7年度使用学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について
- 5 令和7年度以降使用中学校教科用図書の採択について

(揭示済)